



6指第297号

令和6年3月26日

建設業関係団体の長様

京都府建設交通部指導検査課長

週休2日制工事実施要領の策定について（通知）

令和6年4月から労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、週休2日確保の更なる促進を図るため、「週休2日制工事実施要領」を策定しましたので、通知します。

記

1 適用年月日

令和6年4月1日以降に入札公告する工事から適用する。

令和6年4月1日時点において契約済又は入札公告中の工事については、本要領
◆ は適用しない。

2 試行要領との主な相違点

- ①対象工事の拡大
- ②受注者希望方式を廃止
- ③市場単価方式及び土木工事標準単価方式における端数処理の計算方法を明記

担当	指導検査課 指導係
電話	075-414-5219



週休2日制工事実施要領

(趣旨)

- 1 本要領は、建設交通部が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

- 3 原則、建設交通部発注の全ての土木工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。
 - (1) 通年維持工事等の単価契約で行う工事
 - (2) 緊急性が高く且つ、現場閉所^{※1}が困難である工事

なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制の対象工事であることを明記する。

(週休2日の考え方)

- 4 工期内の施工に必要な期間^{※2}において、週休2日の現場閉所を行ったと認められること。
週休2日の考え方は次のとおりとする。
 - (1) 施工に必要な期間内で、以下を除く現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態
 - ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）
 - イ 工場製作のみの日数
 - ウ 工事事故による不稼働日数
 - エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
 - オ 工事の全面中止日数
 - カ その他
 - (2) 当該現場における以下の行為日数は現場閉所日数に含めることができるるものとする。
 - ア 雨天や降雪時等による現場閉所
 - イ 災害応急対応等
 - ウ 異常気象時等における安全パトロール
 - エ 現場見学会等

※1 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。

※2 施工に必要な期間：現場着手日から現場終了日までとする。後片付け期間^{※3}は除く。

（現場着手日）工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

（現場終了日）工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

※3 後片付け期間：工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間。



(実施方法)

5 実施方法は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制対象工事であることを明記する。
(別紙参照)
- (2) 受注者は、契約後、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督員と協議する。
- (3) 受注者は予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督員と協議する。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合はこの限りでない。
- (4) 受注者は監督員と協議を行わずに、予定していた現場閉所日を変更した場合は、これを現場閉所日数に含めることができない。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は、週休2日の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(確認方法)

6 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに「工事打合簿」による報告とあわせて現場閉所日数が確認できる資料（任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を監督員に提示すること。なお、「工事打合簿」には現場閉所率を記載すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

(補正係数)

7 週休2日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正は「(参考資料)週休2日制工事に係る経費の補正について」によるものとする。

【土木工事（国土交通省機械設備工事積算基準の積算体系により積算したもの）】

	4週8休以上 〔現場閉所率：28.5% (8日/28日)以上〕	4週7休以上4週8休未満 〔現場閉所率：25%（7日 /28日）以上28.5%未満〕	4週6休以上4週7休未満 〔現場閉所率：21.4%（6 日/28日）以上25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03



【港湾工事】

4週8休以上 [現場閉所率 : 28.5% (8日/28日) 以上]		
適用積算基準	港湾土木請負工事積算基準	土木工事標準積算基準・機械設備工事積算基準
労務費	1.05	1.05
機械賃料	1.04	1.04
共通仮設費率	1.02	1.04
現場管理費率	1.03	1.06

※上表の補正係数は京都府建設交通部港湾局が所管する工事に適用する。

※現場閉所率は、小数点第2位以下を切り捨て。

(補正方法)

8 週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

- (1) 当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。
- (2) 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、契約書第24条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を現場閉所率に応じて減額変更するものとする。

(工事成績評定)

9 週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。

なお、週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められない場合においても、工事成績評定で減点は行わない。

(その他)

10 受注者は、週休2日の実施に取り組まなかった、または現場閉所率が一定未満であった場合、工事打合簿によりその理由を監督員に報告する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 週休2日制工事試行要領(平成31年2月22日施行)は廃止する。



(別紙)

(特記仕様書の記載例)

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。
- 2 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
なお、4週8休以上を達成出来なかった場合、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 3 当初予定価格には4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合、現場閉所率に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更するものとする。
- 4 天候や地域住民対応等の不測の事態に伴い、予定していた現場閉所日に施工する必要が生じた場合は、監督員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと。
- 5 「週休2日制工事実施要領（令和6年4月改定）」に基づき、週休2日（4週8休以上）の現場閉所の実施を確認できた場合、成績評定において加点する。